

鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 プロポーザル方式適用に関する指針

1 目的

この指針は、鈴鹿市（以下「市」という。）がプロポーザル方式により「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託」の業務を発注しようとする場合に、当該方式適用の基本方針等を示し、円滑な事務の執行と良質な公共施設の整備に資することを目的とする。

2 プロポーザル方式適用の基本方針

「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託」は、その業務の内容及び目的から、受託者の任意な発想、創造性及び専門的、または、高度な技術、知識が強く求められること、さらに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質または目的が競争入札に適さないことによりプロポーザル方式を適用する。

3 企画提案書等の提出

- (1) 市は、プロポーザル方式により業務を発注しようとする場合は、参加表明書とともに参加者の概要、業務実績が分かる書類を提出させるものとする。
- (2) 前号の提出書類により一次審査を行い、参加表明者が多数の場合は、企画提案書等の提出を求める者を5者以内に選定するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出を求める者には、企画提案書等提出要請書（別紙1）を送付するものとする。

4 企画提案書等の特定

- (1) 選定委員会は、提出された企画提案書等について、「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 受託者選定評価基準（以下「選定評価基準」という。）」に基づき、当該業務について最適なものを特定するものとする。
- (2) 市は、特定された企画提案書等の提出者に対して、企画提案書等を特定した旨の通知（別紙2）を行うものとする。

5 非特定結果の通知

市は、企画提案書等を提出した者のうち、企画提案書等を特定しなかった者に対して、企画提案書等を特定しなかった旨の通知（別紙3）を行うものとする。

6 選定委員会

- (1) 別に定める「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 受託者選定に関する事務取扱要領」のとおり選定委員会を設けるものとする。
- (2) 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- (3) 本事業の受託者選定については、選定評価基準に基づき行うものとする。

7 実施上の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱(平成11年9月27日告示第148号)の規定に基づく資格停止等を行うことができるものとする。

附 則

この指針は、令和6年7月1日から施行する。

(別紙1) 指針第3項第3号関係

鈴環第 号
令和6年 月 日

御中

鈴鹿市長 末 松 則 子

企画提案書等提出要請書

下記事項について、貴社に企画提案書等の提出を要請します。

記

- 1 件 名 鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託
- 2 提出場所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 環境部 環境政策課
- 3 提出期限 令和6年7月31日(水) 午後5時15分まで(必着)
- 4 その他
 - (1) 企画提案書等は、持参、郵送または電子メールにて提出すること。
 - (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
 - (3) 以下の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - イ 実施要領に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
 - ウ 企画提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - (4) 結果は、書面により通知する。
 - (5) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがある。
- オ 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- カ 企画提案書等に記載された管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

(別紙2) 指針第4項第2号関係

鈴環第 号
令和6年 月 日

御中

鈴鹿市長 末松 則子

「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託」に係る企画提案書等の特定について（通知）

このことについて、厳正な審査の結果、貴社の提出した企画提案が特定されましたので、通知します。

(別紙3) 指針第5項第1号関係

鈴環第 号
令和6年 月 日

御中

鈴鹿市長 末松 則子

「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託」に係る企画提案書等の審査結果について（非特定通知）

このことについて、厳正な審査の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の企画提案は非特定となりましたので、通知します。

この度の「鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託」の選定にあたり、企画提案に熱心にお取組いただきましたことに心より感謝申し上げます。